# 第5章 災害復旧・復興計画

この計画は、災害発生後被災した施設等の現状復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため 必要な施設の新設又は改良を行う等のほか、被災者の生活再建支援、災害応急対策と並行して行う 町の業務について定める業務継続計画(BCP)等について定めたものである。

## 第1節 公共施設災害復旧計画

## 1 災害復旧事業計画

災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分調査検討して実施するものであるが、本町が行う計画は、おおむね次のようなものとする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法)
  - ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
  - イ 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
  - ウ 砂防設備災害復旧事業計画
  - 工 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
  - 才 道路公共土木施設災害復旧事業計画
  - 力 港湾公共土木施設災害復旧事業計画
  - キ 漁港公共土木施設災害復旧事業計画
- 鳥取県計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画(農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)
- (3) 都市災害復旧事業計画(都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業 事務取扱方針)
- (4)上、下水道災害復旧事業計画(水道法)
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画(生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者 福祉法、老人福祉法)
- (6)公立学校施設災害復旧事業計画(公立学校施設災害復旧費国庫負担法)
- (7)公営住宅災害復旧事業計画(公営住宅法)
- (8) 公立医療施設災害復旧事業計画
- (9) その他の災害復旧事業計画

#### 2 資金計画

- (1) 災害復旧についての資金需要を迅速に把握し、適切、効果的な資金の融通、調達を行うため、 一時借入金、地方交付税の繰上げ交付要請、災害対策債、災害復旧事業債その他の必要な措置 を講ずるものとする。
  - ア 災害経費にかかる資金需要を迅速、的確に把握する。

- イ 一時借入金及び起債の前借等により災害関係経費を確保する。
- ウ 地方交付税の繰上げ交付を国に要請する。
- エ 歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債、について調査し、事業執行計画に万全を期する。
- (2) 激甚災害に対処するための特別な財政援助に関する法律に基づく激甚災害にかかる財政援助措置

激甚災害が発生した場合には、早期に激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律に基づく激甚災害にかかる財政援助が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧が円滑に行われるよう努めるとする。

# 3 災害復旧事業の留意点

災害復旧業務は応急対策実施の段階から事業実施の準備作業が必要となり、多くの技術職員が その対応に従事することとなるため、そのことを勘案した上で、技術職員の応援を求める等、必 要な人員の確保に努めるものとする。

## 第2節 生活再建計画 業務継続計画

## 第1 目 的

災害により被災した町民のために鳥取県、町等が行う生活確保対策、及び事業経営安定のための措置を行う。鳥取県、町及び関係機関は、これらの措置・制度の町民への速やかな広報・周知を積極的に行うものとする。

また、災害時に応急対策と並行して行う、優先される町の業務について定めた業務継続計画 (BCP) を策定するものとする。

## 第2 生活再建支援

## 1 被災者生活再建支援法の適用

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活再建することが困難なものに対し、鳥取県及び県内市町村が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被害者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その自立した生活の開始を支援する。

#### (1) 法適用の要件

対象となる自然災害

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した自然災害
- イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県内における自然災害 ※ ただし、上記に該当する都道府県又は市町村に隣接している人口10万人未満で全壊5世帯以上の市町村については適用がある。

#### (2) 支給対象世帯

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- ウ 居住する住宅が半壊し、構造体力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ、当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(大規模半壊世帯)
- エ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯

#### (3) 大規模半壊世帯の判断基準

· / · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
住宅半壊の基準	左のうち「大規模半壊」			
損壊部分が延床面積の20%以上70%未満のもの	50%以上 70%未満			
損壊割合(経済的被害)が20%以上50%未満のもの	40%以上 50%未満			

#### (4) 浸水等による住宅被害認定の取扱

家屋の床材等は一度浸水すると本来の機能を喪失し、居住の快適性を著しく阻害する場

合が多いことから、被害認定にあたっては、次のとおり被災者生活支援法の弾力的運用を 図る。 (平成16年10月内閣府通知に基づくもの)

- ア 畳が浸水し、壁の全面が膨張し、さらに浴槽などの水回りの衛生設備等についても機能を損失している場合等は、一般的に、大規模半壊又は全壊に該当することになるものと考えられる。
- イ 半壊であっても、やむを得ず住宅を解体する場合は、全壊と同様に取り扱うこととなるが、浸水等の被害により、流入した土砂の除去や耐え難い悪臭のためやむを得ず住宅を解体する場合は、「やむを得ず解体」するものとして、全壊と同様に取り扱う。

## (5) 支給条件

#### ア対象世帯、支給限度額

住宅再建の態様等に応じて、以下の①と②の合計額(定額)を定額(渡しきり)方式で支給

	世帯数	総支給限度額	支援金				<b>*</b>
対象世帯			① 基礎額	②住宅再建方法			<ul><li>※</li><li>特定長期避難</li></ul>
				建設· 購入	補修	貸借	世帯への加算
全壊世帯	複数	300	100	200	100	50	70
土塚世市	単数	225	75	150	75	37.5	52. 5
大 規 模	複数	250	50	200	100	50	70
半壊世帯	単数	187. 5	37. 5	150	75	37.5	52. 5

## イ 対象経費

使途の限定なし

## (6) 被災者生活支援法の適用事務

#### ア鳥取県

被災者生活再建支援法が適用となる災害の内閣府等への報告や、町から取りまとめた 支給申請書の被災者生活再建支援法人への提出等を行う。

#### イ町

住宅の被害認定、り災証明等被災者の申請に必要となる書類の発行や支給申請書の取りまとめとめ鳥取県への提出等を行う。

#### ウ 申請期間

- (ア) 住宅建築・購入等を行う世帯への支援金 [上記 (5) ア②] 災害発生後37月以内
- (イ) その他の経費 [上記(5)ア①]

災害発生後13月以内

※ ただし、鳥取県は、やむを得ない事情により被災世帯の世帯主が、上記の申請期間中に申請できないやむを得ない事情があると認めるときは、申請期間を延長することができる。

## 2 岩美町被災者住宅再建支援条例の適用

#### (1)条例適用の要件

# ア 対象となる自然災害

- (ア) 県内で10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然現象に係るもの
- (イ) 世帯数の大幅な減少による被災地域における地域社会の崩壊を招くおそれのあるもの

## イ 支給対象

- (ア) 全壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入
- (イ) 全壊世帯の居宅の補修
- (ウ) 大規模半壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入
- (エ) 大規模半壊世帯の居宅の補修
- (オ) 半壊世帯の居宅の補修
- (カ) (ア) から(オ) までに掲げるもののほか、町長が別に定める事業

*	自然災害(法第2条第2号の政令で定める自然災害を除く。)により被害を受けた世帯で
全壊世帯	あって、次に掲げるものをいう。
	ア 当該自然災害によりその居住する住宅(町内に所在するものであって、自然災害が発生
	した日(以下「発生日」という。)の前日にその所有者、所有者の3親等以内の親族その
	他これらに準ずる者として町長が別に定める者が生活の本拠としていたものに限る。以下
	「居宅」という。)が全壊した世帯
	イ 当該自然災害によりその居宅が半壊し、又はその居宅の敷地に被害が生じ、法第2条第
	2号ロに規定する事由により、当該居宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
	ウ 当該自然災害に係る法第2条第2号ハに規定する事由により、その居宅が居住不可能な
	ものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
*	自然災害によりその居宅が半壊し、法第2条第2号ニに規定する大規模な補修を行わなけ
大規模半壊世帯	ればこれに居住することが困難であると認められる世帯(前号イ及びウに掲げる世帯を除
	く。)をいう。
*	自然災害によりその居宅が損壊した世帯のうち、当該居宅の損壊に係る部分の延べ床面積
半壊世帯	又は別に定めるところにより算定した損壊に係る割合が20パーセント以上のもの(第2号
	及び前号に掲げる世帯を除く。) をいう。
	·

## ※ 法…被災者生活再建支援法

## (2) 支給条件

下記に示す条件の範囲内で支給される。

区	完了期間	申請期間	交付限度額		
上記 イ 支給対	対象(ア)の場合			300 万円(単数世帯 225 万円)	
"	(イ) の場合	3年 2年		200 万円(単数世帯 150 万円)	
IJ	(ウ) の場合	3+	24	250 万円(単数世帯 187.5 万円)	
"	(エ) の場合			150 万円(単数世帯 112.5 万円)	
"	(オ) の場合	2年	1年	100 万円(単数世帯 75 万円)	
<i>II</i>	(カ) の場合	町長が別に定める。			

# (3)被害認定のとりまとめ

町は、住宅の被害認定、被災者の住宅再建等の事業計画を取りまとめ鳥取県に提出する。

## 3 その他の生活支援対策

(1)農林水産業者

町は、被害を受けた農林水産業者に対し、経営の維持安定を図るため、次の措置を講じるものとする。

- ア 農業協同組合、信用農業協同組合連合会又は他の金融機関が、被害を受けた農林漁業 者に対して行う経営資金等のつなぎ融資の指導あっせん
- イ 天災による被害農林水産業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法による経営資金等の融資措置の促進並びに利子・補給及び損失補償の実施
- ウ 農林漁業金融公庫法に基づく災害復旧資金(農業経営維持安定資金)の融資あっせん
- (2) 中小企業者

町は、被害を受けた中小企業者に対し、経営の維持安定を図るため、次の措置を講じる ものとする。

ア 国・鳥取県及び政府関係金融機関並びに一般町中金融機関に対し、協力融資につき依頼する。

イ 地元銀行等に対し、町の資金を預託し、貸付条件の円滑化を図るように努める。

#### (3) 生活確保資金

- ア 町は、災害を受けた生活困窮者等の再起のため、必要な事業資金その他小額融資の貸付資金を確保するため、次の資金の導入に努める。
  - (ア) 災害救助法による生業資金
  - (イ) 世帯厚生資金の災害援護資金、母子福祉資金
  - (ウ) 日本政策金融公庫資金
- イ 町は、低所得世帯又は母子世帯で災害により住宅を失い、又は破損等のため居住する ことができなくなった場合、住宅を補修し、又は非住家を住家に改造する等のため資金 を必要とする世帯に対して、次の資金の導入に努めるものとする。
- (ア) 町は、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対し、災害用慰金を支給する。
- (イ) 町は、自然災害を受けた世帯主に対し、その生活の建て直しに資するため、災害援 護資金の貸付けを行う。

#### 第3 り災証明発行事務及び被災者台帳の整備

災害が発生した場合、り災した町民がり災証明を必要とすることから、平時からり災証明発行事務に関する研修会を受講するなどり災証明発行事務に従事する職員を育成するとともに、 大規模災害を想定し、外部からの人的支援を受けるため応援協定の締結を進めることにより、 り災証明の迅速、的確な発行を行うこととする。

また、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、被災者の援護を実施するための基礎となる台帳を整備するものとする。

#### 1 目 的

り災証明書の発行を迅速、的確に行うことを目的とする。

り災証明は、災害救助法、被災者生活支援法等による各種施策や町税の減免、その他の被 災者支援策を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、被災者の応急的、 一時的な救済を目的に、本人の申し出により、町が確認できる程度の被害について証明する ものである。

また、被災者の援護を実施するための基礎となる被災者台帳を作成する。

#### 2 災害発生時の対応

(1) り災証明発行、被害家屋調査の実施方針の確認

災害発生後、下記の要素を考慮して、り災証明、被害家屋調査の実施方針を確認する。

- ア 家屋被害の状況あるいは家屋被害発生の見込み
- イ り災証明発行が求められる各種施策に関する動き
- ウ 国、鳥取県、他の被災自治体の動き
- エ 被害家屋調査の実施方法
- オ り災証明の受付、り災証明書の発行方法
- カ り災証明発行、被害家屋調査の実施機関 等
- (2) り災証明発行・被害家屋調査等の実施方針の確認ができ次第、速やかにその内容を広報する。り災証明を必要とする各種施策の広報が必要な場合は、当該施策担当部との連携を図る。

このとき、り災証明とり災害届出証明との違い、被災建築物応急危険度判定と被害家屋調査との違いを被災者に正確に伝達するように留意する。

なお、必要に応じて、り災証明発行及び被害家屋調査の進捗状況を定期的に広報する。

(3)被害家屋調査の実施

災害発生後、二次災害等の恐れがなくなり次第、以下の手順を参考に、被害家屋調査を 実施する。

ア 調査実施計画の作成

被害家屋調査実施方針に沿って、調査実施計画を作成する。

作成にあたり、事前に被害概要を把握する必要がある場合は、予備調査を実施し、被 災状況によっては、被災地の航空写真を撮影する。なお、航空写真のスケールは、市街 地 1/1000、市街地以外 1/2500 を目安とする。

調査実施計画は、国、鳥取県、他の災害自治体等との情報共有をはかり、下記の事項のほか必要な事項を定める。

#### (ア)調査方法の決定

調査は、原則として「災害に係る住家の被害認定基準運用方針(内閣府)」により実施するが、下記事項については、被害家屋の発生状況により、その都度決定する。

a 一定範囲の全棟を調査あるいは被災者からの申し出による調査

b 外観目視調査と立ち入り調査を別々に実施あるいは当初から立ち入り調査を実施

#### (イ)調査範囲の設定

予備調査の状況から、調査の必要な範囲を決定する。ただし、その後に被害状況の 詳細が明らかになった場合は、必要に応じて範囲の変更を行うことを考慮しておく。

#### (ウ)調査人員

予備調査の状況から、調査の必要な範囲を決定する。ただし、その後に被害状況の 詳細が明らかになった場合は、必要に応じて範囲の変更を行うことを考慮しておく。

#### (工)調查体制

調査体制は、複数の調査員による班を構成することを基本とする。また、各班には、町職員を含むことを原則とする。

#### (オ)調査期間の設定

総務対策部、福祉対策部及びその他のり災証明を必要とする各種施策の担当部と調整し、り災証明書の発行開始日及び被害家屋調査の実施機関を設定する。再調査の期間については、被害家屋調査の進捗状況等を考慮して、り災証明書発行後に別途設定することを基本とする。

#### イ 調査用備品等の準備

調査計画に応じて、調査実施に必要な備品等を準備する。なお、必要な備品は以下のものが考えられる。

#### (ア)調査携帯品

調査票、住宅地図、デジタルカメラ、ヘルメット、傾斜計(さげふり)、コンベックス

#### (イ) 調査員運搬用車両

(ウ) 他都市応援職員、ボランティア建築士等が宿泊可能な施設等に関する情報

#### ウ 調査人員に対する研修

確保した人員に対し、必要に応じて調査方法等の研修を実施する。

# エ 調査本部の設置

災害の規模が大きい等、被害家屋調査の状況を一元把握する必要がある場合は、調査 本部を設置し、判定調査に関する進捗状況の管理、プレス対応、PR等を行う。

## (4)被災者台帳の作成

町は、被害家屋調査の実施とあわせ、り災証明発行台帳等の基本台帳となる被災者台帳を作成する。被災者台帳には、災害家屋調査による判定結果、家屋データ、地番、住居表示、住民基本台帳等のデータを集約する。

## (5) り災証明の発行

町は、被災者からり災証明の申請を受け付け、り災台帳に基づいてり災証明書を発行する。

ア 受付・発行窓口の開設

町は、り災証明の受付・発行窓口を開設する。

イ 郵送による申請受付

町内の被災状況によっては、郵送による受付・発行を行う。

(6) り災証明発行台帳の整備

町は、り災証明の発行状況を管理するため、り災証明発行台帳を整備する。り災証明発行台帳には、災害家屋調査による判定結果、家屋データ、地番、住居表示、住民基本台帳等のデータを集約する。

#### (7) 再調査

り災証明発行後、以下のような場合には、被災者等からの申し出により、再調査を実施する。

- ア 被災者等がり災証明の判定結果に不服であった家屋
- イ 周囲の被災状況により被災家屋調査が物理的にできなかった家屋
  - (ア) 再調査の受付及び実施

町は、り災証明の受付窓口とあわせて、再調査の受付窓口を開設する。

受付後、被災者等の立会いのもと、再調査を実施する。

再調査の結果、被災度判定が変更となった場合は、被災者台帳及びり災証明発行台 帳に反映するとともに、り災証明書を修正する。

(イ) 判定委員会

再調査において、申請書の了解を得られなかったものについては、必要に応じて町本部内に判定委員会を設置し、判定委員会の意見を踏まえ町長が判定する。

#### 3 被災者支援システムの活用

災害時におけるり災証明発行業務等を迅速に行うため、被災者支援システムの活用を検討する。

# 第4 その他の生活確保対策

鳥取県、町及び関係機関は、災害を受けた地域の民生を安定させるため、上記のほか被災者 に対して次の対策を講ずるものとする。

- (1) 被災者に対する職業のあっせん (職業安定法)
- (2) 簡易保険、郵便年金契約者に対する非常貸し付け、郵便貯金等預金者に対する非常払い 渡し、郵便はがき等の無償交付(保健事務の非常取扱要網、為替預金非常取扱規程、災害 地の被災者に対する郵便はがき等の無償交付に関する省令)
- (3) 小災害被災者に対する見舞金の給与(小災害被災者に対する見舞金給与要網)
- (4) 大規模災害発生時に、私人間の紛争が多発する場合に、必要に応じて法律・土地家屋の 専門家による調停について専門化団体に要請(弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理 士、不動産鑑定士、建築士等)
- (5)被災児童、災害等への援護

- ア 鳥取県による災害により父母や保護者を失った児童の児童福祉施設等への入所措置等を実施
- イ 鳥取県、町による福祉相談等の児童や保護者のメンタルケア対策の実施
- ウ 町による父子家庭・母子家庭になった世帯等の児童保育支援(緊急入所枠の活用、入 所手続の簡素化等)

## 第5 各種生活再建支援の広報

各種生活再建支援については、鳥取県、町及びその他関係機関が連携して、町民への広報、 周知を実施するものとする。

## 第6 業務継続計画 (BCP) の策定

災害が発生した場合には、行政自体(施設、職員)も被災する可能性が高いため、平常時の 人員と、執行環境を前提として業務を行うことが困難となる。東日本大震災では、企業の事業 中断、自治体の機能停止や低下など、早期の業務回復が課題となった。

この教訓を踏まえ、町は災害時における優先業務の実施体制を確保するため、事前に必要な 資源(人員、資機材等)の確保・配分等を定めておくことにより、災害発生後の業務立上げ時 間の短縮、発災直後の業務レベルの向上を図ることを目的とした業務継続計画 (BCP) を策定す るものとする。

#### 第3節 災害復興計画

## 第1目的

速やかな復興計画の策定と円滑な事業実施により、著しい被害を受けた被災地域の円滑な社 会経済活動及び被災者の生活安定を一刻も早く推進することを目的とする。

#### 第2 災害復興の進め方

災害復興においては、被災地域の再建は、都市構造や地域産業基盤の改変を要し、町民や多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業となることから、応急対策の段階から復興計画の策定に着手するものとする。

これを迅速かつ効果的に実施するために、概ね次の手段で行うものとする。

#### 1 復興対策組織・体制の整備

被災直後の救助救出、応急復旧中心の体制から災害復興の体制へ円滑に移行できるよう鳥 取県及び町は、必要に応じて災害復興本部等の総合的な組織体制を整備するものとする。

## 2 復興基本方針の決定

鳥取県及び町は、事業を速やかに実施するための復興計画を作成し、速やかに公表するとともに、計画的に復興を進めるものとする。

#### 3 復興計画の策定

鳥取県及び町は、災害復興に係る基本方針を災害復興本部会議等の審議を経て、できるだけ早期に策定し、公表するものとする。

## 4 復興事業の実施

復興事業の実施に当たっては、町民の合意を得つつ、国、鳥取県、町の密接な連携・調整のもと、円滑な事業遂行に努めるものとする。

#### 5 復興事業の点検

鳥取県及び町は、復興事業の実施中又は実施後において、定期的に町民生活の復興状況や ニーズとのかい離等について有識者等による点検を行い、必要に応じて事業変更又は支援事業の実施を行うものとする。

## 第3 留意事項

鳥取県及び町は、計画的な復興を進めるために、次の事項に留意するものとする。

## 1 事前復興対策(復興手順の明確化、基礎データの整備)

災害復興に当たっては、限られた時間内に復興に関する意思決定、都市計画決定や人材の確保等膨大な作業を処理する必要があり、復興対策の手順の明確化、復興に関する基礎データの整備等事前に確認・対応が可能なものについて把握しておくものとする。

## 2 町民の合意形成

地域復興の主体はその地域の町民であることから、早期にまちづくりに関する協議会等を

設置するなど、町民の意見等を反映させながら、復興計画のあり方から復興事業・施策の展開に至る災害復興のあらゆる段階において、町民の参加と協力を得て行うものとする。

この際、女性や高齢者の視点等、多様な視点が反映されるよう、意見反映の方法に配慮する必要がある。

決定事項については速やかに公表し、周知徹底を図るものとする。

#### 3 技術的・財政的支援

鳥取県は、町が円滑に復興対策を実施できるよう、必要に応じて連絡調整や技術的支援等を行うための職員を派遣するものとする。

また、必要に応じ、国や他の自治体に対し職員の派遣その他の協力を求めるとともに、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図るものとする。